団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	エンタリティ研究所		
代表者	岸川 浩一郎	**担当者**	岸川 浩一郎
所在地	〒241-0005 横浜市　旭区　白根　５－６６－１２ TEL:０４５－９５４－２８１４　　FAX:　－　　－ Ｅ-mail:51978491@people.or.jp		
設立の経緯／沿　革	定年退職を機会に，１０数年ほど前に現役時代の経験を生かし，任意の環境マネジメントに関する啓発団体を設立し，現在に至っています。 ちなみに，エンタリティとはエンバイロメント（環境）とメンタリティ（心）の合成語で，真心をもって環境に取り組むこと（環境心に基づく環境マネジメント）の大切さを啓発するために代表者（岸川）が名付けたものです。		
団体の目的／事業概要	２０年ほど前は，多くの大企業が国際規格であるＩＳＯ１４００１に準拠した環境マネジメントシステムを社内に導入し，外部認証を受けることが，環境経営や取引先の確保，会社のイメージ向上に不可欠などと捉えられていました。しかし，環境に配慮した事業活動を本気で取り組むには，システムの外形を導入しただけでは不十分であるところから，その本質や具体策を伝えることが大切であるとの信念に基づき，エンタリティの名のもとに啓発活動（情報発信）をしてきているところです。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	環境マネジメントに関連する動向を，必要に応じてコメントを付けて，あるいは環境エッセイを著し，環境マネジメントに関心を持つ方々に日々発信しています。		
ホームページ	ありません		
設立年月	１９９７年１０月　＊認証年月日（法人団体のみ）　年　月　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	０円	**活動事業費／売上高（H23）**	２４万円／０円
組　織	スタッフ／職員数　１名　（内 専従　０名） 個人会員　５名 ／ 法人会員　０名 ／ その他会員（賛助会員等）　０名		

提 言

政策のテーマ　　環境カウンセラー登録制度の強化（提案）

◆**応募分野**：　Ａ
■政策の分野
　⑩　環境パートナーシップ
■政策の手段
　②　制度整備及び改正

団体名：エンタリティ研究所

提出者名：岸川浩一郎

■キーワード	環境カウンセラー	登録審査	専門分野	制度運営	民営化

① 政策の目的
１）環境カウンセラー登録制度の審査と維持管理の強化
２）登録審査維持制度の運営の民活化による環境カウンセラーの自律的活動の促進
３）国家財政負担の軽減

② 背景および現状の問題点

（１）資質や倫理上の問題

環境カウンセラーは環境問題等に関する相談に乗り，相談者の問題解決や理解に資することが期待されている。

しかしながら私が所属していた環境カウンセラー団体の理事会や活動の打合せの席上で，運営の中枢にある役員達がしばしば他人の意見を聞かずに感情を露わにして意見や反論をまくしたてるのには驚かされた。適性審査（面接等）が適切に行われていないと言わざるを得ない。

（２）専門性の問題

１）専門性が低いのにその専門分野に登録

環境カウンセラー団体主催の環境管理関係セミナーで，経験がないのか受講者の基本的な質問に立ち往生する例がみられる。本人は環境技術には豊富な経験と知識があるが，環境管理の実務的体験がない。しかしなぜか環境マネジメント・監査分野で登録されている。

２）専門分野外活動の問題

環境カウンセラーは登録分野での啓発や相談活動を期待されているが，現実には少しでも収入（謝礼）が見込める分野や人材が払底している分野（特にエコアクション２１事業で顕著）に，にわか仕立ての専門家として登場し，専門家の様に振る舞っているケースがみられる。

３）登録後の専門分野の登録の問題

初期登録後活動分野を広げたり，変更したりしたい場合があるが，変更手続きをしないまま，登録分野以外で環境カウンセラー活動をしているものがいる。

４）部門区分の問題とその原因

事業者，市民部門の活動領域（活動対象）を次の様に限定し，活動に制約を設けている。
注）事業者部門の対象：所属職場内の業務に加え、地域の事業者や団体
　　市民部門の対象：学校、市民団体等

現実には，多くの事業者部門登録者はその経験や知識を生かし（現役時は休日に），登録後に非事業者を対象に社会貢献をしたいと願っている。逆に市民部門の自然環境や生物多様性の保全保護やリスク対応の経験から事業者が学びたいというニーズがあるが，募集要領の活動領域が壁となっている。

（３）制度認識の問題

環境カウンセラーの登録希望者が審査対応のノウハウにつき環境カウンセラーやその団体に問い合わせるのはごく自然のことである。しかし，環境カウンセラー団体が登録希望者を準会員に勧誘し，準会員に登録に関するセミナーのようなものを開いているのは健全なことではない。

また，登録審査員の方が環境カウンセラーに登録された新人会員に対して，普通なら通らないのに登録させてやったと自慢げに話していたのを目にしたことがあった。

③ 政策の概要

（１）資質関係

１）環境カウンセラー資質審査の強化

臨床心理学を応用し，本音が把握できる質問形式の自己評価検査を面接，論文審査と併用し資質の適正を見抜く。

２）環境カウンセラー登録審査員の倫理強化

登録審査関係者に審査情報を非公式に漏えいすることがないように要求し誓約させる。

３）環境カウンセラー苦情処理窓口の設置

苦情相談処理窓口を設置し，内容によっては勧告や公表，登録事項を抹消できるようにする。

４）倫理規定と登録時誓約

倫理規定と違反対策を設け，登録時に倫理規定の順守を誓約させる。

（２）専門性（力量）

１）登録審査における分野別審査

経歴審査と論文審査の際，登録希望専門分野ごとに審査し，活動範囲を明確化する。

２）専門分野変更審査

登録後の新規専門分野については初期登録時審査に準じて専門性を審査する。

３）専門分野別活動実績報告

活動実績の年次報告の際は登録専門分野ごとの活動や啓発（学習）の報告を求める。

４）専門分野の変更

活動や学習実績が５年以上ない場合には，力量低下として登録事項からその分野を抹消する。

（３）活動対象

１）部門制約の撤廃

事業者部門ならびに市民部門に定められている活動対象の制限を取り外し，環境カウンセラーがそれぞれの部門での経験や知識を生かして，登録専門分野のカウンセリング活動が行えるように，事例を含め適切に要領に明記する。

（４）広報

誤解の解消や制度趣旨の徹底のため広報活動を強化する。強化すべき主な内容は次の通り

ａ）エコアクション２１活動推奨の中止

ｂ）専門分野活動と登録変更手続きの周知徹底

ｃ）選任義務や法的な権限がないとの環境カウンセラー登録制度の趣旨の徹底

ｄ）不健全な受験（受審）対策をしなくて済むよう登録審査基準や留意事項の懇切な周知

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

（１）政策の実施方法

環境省内に様々な利害関係者による検討会を設置し，本提案内容を審議し，必要な改正をする。

（２）全体の仕組み

以下に現状との相違点に着目して示す。

１）登録維持制度の改正

・資質自己評価書を含む審査基準等マニュアルの改正，募集要領の改正，倫理規定の整備

２）登録審査員の確保

・審査能力を持つ審査員の確保と倫理規定順守誓約書等の提出（審査員応諾者）

３）新募集要領による募集

・登録希望専門分野とその分野に関する経験と経歴を申請（倫理規定遵守の誓約書を含む）

４）登録審査，登録通知

５）変更登録，審査，通知

・新規登録希望専門分野とその分野に関する経験と経歴の書類に基づき審査

６）年度活動実績報告，登録管理

・登録分野ごとに報告と５年間報告事項がない登録分野の登録の抹消（事前に確認の上）

７）ホームページや同報メール等による広報（必要な都度）

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

環境省の所轄部署

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

（１）資質と専門性の確保により苦情が減少し相談者への信頼性が向上
（２）環境カウンセラーの資質と専門性を生かしたカウンセリング活動の活発化
（３）環境カウンセラー希望者や相談者，行政等の環境カウンセラー制度への正しい理解

⑦ その他・特記事項（民営化ほか）

（１）民営化について

提案する本政策の実施には審査登録維持・広報の充実が欠かせない。一方で国家は大幅な財政赤字で危機に瀕しており，本提案を実施するのに現在以上に予算を割くわけにはいかない。この点に関しては過日実施された政府の事業仕分けでも民営化が検討事項として結論付けられていたので，上記提案内容にはあえて織り込んでいない。

提案者は上記提案事項と民営化は車の両輪であると考えている。しかし，単に事業運営主体を民間に任すのではなく，本提案のごとく制度の強化改善を伴わなければ意義は小さいと考える。

ここでは民営化の具体的方策と期待効果を挙げておきたい。

環境カウンセラー事業はその趣旨から登録事業と広報事業，管理事業に分類される。それらのうち登録事業制度として国家（環境省）に残しておくべき業務としては実施規定（法制度）の維持と委託業務（民営化部分）の認証と監査となろう。

業務委託先としては環境カウンセラー団体の全国組織である特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連絡会（ＥＣＵ）を推薦する。ＥＣＵが環境カウンセラーにとって重要な利害関係者であるが，特定非営利活動法人格を持ち民主的な団体であることと，厳正な登録事業遂行が高品質の環境カウンセラー集団を維持することとなり，ひいてはその社会的評価を高めるがゆえに，推薦は妥当であると考える。(安易な審査登録は結果的に社会的評価を低め，自分たちの首を絞めることになる)

登録事業の経費は，現在までの所環境カウンセラーの普及のため国家予算により賄われているが，普及期からから発展期に差し掛かっていることから，登録手続き料や各種啓発事業を有料化し，それらの費用を独立採算で賄うことを基本とすることが望ましい。結局は申請者の負担となる。非情だが魅力がなければ制度の崩壊はやむをえない。

（２）活動報告内容の信ぴょう性

環境カウンセラーの活動報告内容の信ぴょう性については，電子媒体（ウェブ）による公開制度で社会監視を受けていることで虚偽や過誤があったとしても速やかに訂正され大きな問題にはならないので，比較的高いものと考えられる。このように現行制度は費用便益比から妥当と考えられるので，その考え方を根本的に改めて重い体制にして欲しいと要求しているわけではない。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	社会福祉法人　温真会		
代表者	松浪　浩之	**担当者**	松浪　浩之
所在地	〒080-1189 北海道河東郡士幌町中士幌西２線 80-25 TEL:01564－7－4446　　FAX:01564－7－4447 Ｅ-mail:jstation@plum.plala.or/jp		
設立の経緯／沿　革	昭和 22 年、戦後さめやらぬ時代、親の就労の為、畑のあぜに寝かされていた幼児を預かることから保育事業が始まった。昭和 29 年に認可保育所となり、昭和 33 年に児童遊園地の開設、児童文庫の開設と一貫して児童福祉に取り組んできた。昭和 46 年に社会福祉法人の認可を得る。平成 13 年に、保育園・子育て支援センター・児童センターを合築し、日本初の児童総合施設「中士幌児童ｽﾃｰｼｮﾝ」を建設する。この建物は 0 歳から 18 歳までの子どもと親と地域の人が一つ屋根の下に集い、新しい子ども社会の形成を目指し、そのことを具現化した建物です。その延長線上に、日本初の子育て支援カー「ぱんぷきん号」を開発し、町内全域に子育て支援の光りが届くよう巡回子育て支援事業、就学児支援、移動児童館・巡回児童ｽﾃｰｼｮﾝ事業を行っている。平成 15 年より子育て・児童支援及び地域環境学習ｾﾝﾀｰ「遊～遊～村」を 5100 ㎡の敷地に地域と協働して建設を開始する。平成 19 年に北国の厄介者の冬の雪氷を夏まで保存し、夏場の冷房ｴﾈﾙｷﾞｰとして利用する地産地消の自然エネルギー利用の「ゆきんこ冷房ｼｽﾃﾑ」を建設し、中士幌児童ｽﾃｰｼｮﾝの全館冷房を実現する。平成 21 年、青葉保育所を開設。 平成 24 年、札内南保育改築予定。		
団体の目的／事業概要	法人は、保育と児童の健全育成に寄与することを目的とし、その目的を達成するために保育所は保育所、幼稚園は幼稚園、小学校は小学校というように、社会制度によって、分断された子ども社会の統合を目指し、一つ屋根の下に子育て支援センター、保育園、児童センターを合築した、中士幌児童ｽﾃｰｼｮﾝを建設し、地域で支える子育ての受け皿を整え、子育ての社会化に取り組んでいます。その過程で、東京 23 区より広い士幌町全域に子育て支援の光りがもれなく届くよう、動く保育室、子育て支援カーを開発し「軒先から軒先まで」をモットーに巡回子育て支援事業を開発し、平成 14 年より施行された学校週 5 日制の土曜日の受け皿として、地域の子育て力と協働して町内 8 小学校区を巡回する移動児童館、巡回児童ステーション事業を開始。町内を巡回する過程で農業開発に伴う大規模な自然破壊を目の当たりにし、「環境なくして子育てなし」の理念の基、拠点として 5,100 ㎡の敷地に子育て支援及び地域環境学習センター「遊～遊～村」を開村し、村人として住民登録をしてくれた小中高大学生 376 名と地域住民 51 名が協働して村づくり基点とした子育て、環境学習に取り組んでいます。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	士幌町は大規模畑作地帯で、畑作は水田と違い乾燥地を好む為、大規模な明渠、暗渠を掘削し、地下水を低下させ畑地を造ってきました。気づいた時には、森も林も小川も湿地も失われ一面の広大な農地が広がっていました。秋になってトンボ一匹飛ばない風景は異様です。又、春先の西風の強い十勝地方は農地を守る防風林が発達していました。防風林は農業開発により失われていく地域固有の動植物の砦にもなっていました。自然を無視した農業開発は、今日、自然に手痛いしっぺ返しをうけています。法人はそのような状況下にあって地域の環境問題に対処する拠点として遊～遊～村を建設し、地域の自然、歴史、文化、産業、生活に根ざしたところの、子育て、環境、文化、地域づくりに取り組んでいます。環境保護・保全・復元活動を子ども達や地域と協働して森や防風林再生の「親林塾」、水と川の恵みを喜ぶ「森水塾」、有機農業への転換及び食育に取り組む「はたけ塾」など多岐に渡る環境活動を実施しています。その一つの成果が北国の冬の厄介者の雪氷を夏まで保存し、動力として太陽光発電を利用した自然エネルギー利用の夏の冷房「ゆきんこ冷房ｼｽﾃﾑ」で中士幌児童ｽﾃｰｼｮﾝの全館冷房を実現しました。地域の課題の解決を目指す活動が、地場の農業技術を活用し、地域の実体経済をも動かしました。		
ホームページ	http;//www8.plala.or.jp/jstation		
設立年月	1958 年 4 月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　　1971 年　8 月　6 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	１４１，８４３，０６３円
組　織	スタッフ／職員数　45 名　（内 専従　45 名） 個人会員　名 ｜ 法人会員　名 ｜ その他会員（賛助会員等）　名		

提 言

政策のテーマ　　イキ・イキ・わく・わく　エコする保育園

◆応募分野：（A）・ B　（どちらかを選択して〇）

団体名：社会福祉法人　温真会

担当者名：松浪　浩之

■政策の分野
・地球温暖化防止
・総合環境教育
■政策の手段
・エコ園舎の建設
・地域エネルギーの創生

■キーワード	地球温暖化防止	エネルギー創生	エネルギーの地産地消	環境と地域経済の好循環	環境教育

① 政策の目的
幕別町、南町保育所の改築にあたり、地域エネルギーを活用したｴｺ園舎を建設し、幼児にとって一番苦手な抽象的理解ではなく、実体のある具体的なエコ技術を通して、子ども時代から一貫した環境教育を実現する。エコのハードとソフトが一体となった園舎を建設し、「こども園」への移行という変革期の新たな時代を切り開くｴﾎﾟｯｸとする。

② 背景および現状の問題点
エネルギーをじゃぶじゃぶと消費する時代の終焉を迎え、又、保育界にあって「こども園」へ移行する大きな変革期を捉え、創エネ、省エネ、環境教育が一体となった次世代のモデルを園が創る。時代が要請している新たな子育てプランを実現、内実とともに形あるものにするには、旧来の発想を超えたイノベーションが必要です。それを実現する為には政策面に於ける国・道・町の強力な後押しが不可欠です。

③ 策の概要
エネルギーを多消費する時代の終焉を迎え、地域分散型の創エネ、省エネの時代の到来を前に、保育、幼児教育が国の施策として「こども園」に移行する変革期を積極的に評価し、次世代のハードとソフトが一体となったモデルエコ園を創る。その為には園舎改築の機会を活かし、ハード面ではヒートポンプ、太陽光発電及び蓄電による創エネと地域資源としての雪氷という自然エネルギーを地場の農業技術を使い、園舎の冷房ｴﾈﾙｷﾞｰとして活用し、地域林業の振興による環境保護の観点から地場の木材を利用し地球温暖化防止及び環境と地域経済の好循環を生み出す。そして何よりもそれらエコ技術に子ども達が直に触れることによって未来の大人である子ども達に子ども時代から一貫した環境教育を実現する。エコの時代、子ども園への移行期という日本にとって大きな変革期を切り開くイノベーションを保育界から発信したい

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

南保育所の改築に伴う園舎建設と国の施策としての「こども園」への移行の変革期を捉え、時代の課題である、創エネ、省エネ、環境教育の思想を取り込んだ、エコ園舎建設のハードと幼児環境教育プログラムソフトをハイブリッドさせ、一体的に運営し、次世代のこども園に於ける環境モデル園とする。そのことによって、「こども園」への移行を促す柱の一つとする。

⑤政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

民設による園舎改築であり、実施主体は法人になります。
協力主体は幕別町になり、環境アセスメントは帯広畜産大学地域支援室、㈱北国コンサルタントと連携します。ゆきんこ冷房システムの開発は、地場の㈱土谷特殊農機製作所と連携します。
環境教育プログラム開発は法人が、蓄積してきたソフトを軸に、藤女子大学、船木ゼミ、帯広畜産大学地域支援室と連携し、時代を見据えた幼児環境教育プログラムを園舎改築と一体化して開発する

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

1. 民間による独自性を持った園の保育・教育の運営が実現できる。
2. 国の政策としての「こども園」への移行という変革期と重なり、新たな子育てプランへの対応も可能になり、子ども園はエコ園でもある、というのが法人のポリシーです。
3. 園改築を機会に、時代の要請である、創エネ、太陽光発電、ゆきんこ冷房システム、ヒートポンプ、LED照明、地域林業の振興を通しての環境保全と地産の木をふんだんに使った園舎改築が可能になる。
4. エコ園を目指しての園舎改築と平行して、法人の10年に及ぶ幼児環境教育プログラムソフトを展開が可能になる。ソフトがあって初めてハードとしてのエコ園舎も意味をもつ。
5. こども園への移行期にあってエコ園という、もう一つの付加価値を国の施策としての次世代子どもプランに付与することが可能になる。
6. ゆきんこ冷房システムというﾛｰｶﾙｴﾈﾙｷﾞｰを使用するが、他のエコ技術については全国への展開が可能な普遍性をもっています。しかしﾛｰｶﾙｴﾈﾙｷﾞｰの活用は、地方の創意として大きな意味を持つ。
7. ローカルエネルギーの開発は、地場の環境技術を生み出すゆりかごになる。地域経済をエコから活性化する。

⑦ その他・特記事項

南保育所の民設に伴うエコ園舎の改築の案は法人が10年に及ぶ環境と向き合ってきた結果であって時代に迎合した付け焼刃ではありません。施設としてのハードは単なる器にすぎません。エコ園改築の思想も運用の思想も日々、絶え間ざる保育と環境活動の深化なくしては生まれないイノベーションです。法人にとっても地域の自然、歴史、文化、産業、生活に根ざしたところの子育てと環境に取り組んできた集大成の一つであり、それは、ひいては、日本、世界、地球レベルの環境問題につながる普遍性をもち。その底に於いて、日本、世界に通底している。その意味で約10年に及ぶ地域の子育て力との協働による地域の自然、歴史、文化、産業、生活に根ざした子育て及び地域環境学習センター「遊～遊～村」の開村は実践の場として大きな意味を持っていました。子ども達に実体験の場を与えると同時に地球温暖化防止、生物多様性、循環社会の形成と様々な環境事業を生み出し、それらフィードバックし、融合しるつぼから生まれたのがエコ園舎であり幼児環境プログラムです。10年で培ったノウハウと人材育成は法人の大きな宝です。その総合力が、今回の東日本大震災により被害を受けた岩手県沿岸部4市6町村の被災地の子育て支援活動を、5月から4次に渡り子育て支援カーの持つ高機能、機動力、広域展開力で5.600km.におよぶ支援を可能にしました。その中で壊滅的被害を受けた大槌町古里古里地区の桜の種を持ち帰り、子ども達で苗木を育て、ふるさとに送り返す「カムバック・古里古里」運動に取り組んでいます。

団体・組織の概要 ※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	有限会社　七八企画		
代表者	小倉　喜光	**担当者**	小倉　喜光
所在地	〒　286－0221 千葉県富里市七栄476－19 TEL　0476-90-1278　FAX　0476-90-1278　携帯 090 7197 3342(小倉) E-mail　nana8k@xui.biglobe.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	Ｈ８年　セカンドライフの仕事目的で農機具等企画設計、墓地企画の会社設立。 ゴルフ場等で芝生雑草農薬防除、千葉県では農薬使用禁止条例制定だが経済的に引き合う方法が無いので禁止は原則、Ｈ２年以降開設は完全禁止を受けての開設が実行性が疑われた。 Ｈ９年、芝生雑草農薬防除で効果のあった発芽抑制剤シマジンが薬害認定されて、飲料水利用地、耕地、ゴルフ場等で使用禁止、至上要求からソフトランディング目的で雑草除去・抑制装置の製品化を業界関係者から依頼を受けて開発、ＶＴＲ録画類似方式から実用化見込みが得られたのでモデル装置製作。 Ｈ１２年から、テスト用芝生圃場造成で実用化試験に入り、雑草除去以外の芝生維持管理に有効な効果・手法が多く見出された。 新機軸の実用化テスト機を農機具メーカーに依頼製作、各所で実用化テスト後に小規模面積対象の集大成装置企画設計で制作段階。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	新機軸の芝生維持管理開発製作で実験圃場、校庭、ゴルフ練習場等実証 試験で、改革的芝管理手法確立。 特許　第３９４４７４５号　特許第３７１１８９９号		
団体の目的／事業概要	①　芝生育成制御、芝生雑草除去・抑制装置で多目的芝生広場、球技、競技場等の不陸凹凸修正等が簡易に出来る新機軸芝生維持管理機製品開発設計に注力。 ②　芝生圃場造成で実用化テストで成果確認と、新しいタイプの芝育性、通年緑の芝育成手法とＷＯＳ手法にもに注力。		
ホームページ	http://www7a.biglobe.ne.jp/~nana8k/		
設立年月	年　　月　　＊認証年月日（法人団体のみ）平成８年１０月１４日		
資本金/基本財産（企業・財団）	7,800,000　円	**活動事業費／売上高（H22）**	50,000　円
組　織	スタッフ／職員数　1　名（内 専従　　名） 個人会員　　名 / 法人会員　　名 / その他会員（賛助会員等）　　名		

提 言

政策のテーマ　　無農薬芝生維持管理と芝でファイトレメディエーション

◆応募分野：　Ａ ・ ○Ｂ（どちらかを選択して○）

団体名：有限会社　七八企画

担当者名：小倉　喜光

■政策の分野
・ＮＰＯ活動事業　　フォロアップ事業
・

■政策の手段
・　ＮＰＯをフォロアップ　　無農薬芝生維持管理

■キーワード	ＮＰＯ活動事業	フォロアップ事業	無農薬芝生維持管理	校庭芝生のエコ管理	芝生でファイトレメデーション

１　政策の目的

新機軸の芝生維持管理機・管理手法等を指導的役割を担うＮＰＯが導入、地域でのＮＰＯ結成を促して芝生維持管理の専門的な無い高齢者が芝刈り感覚で校庭、公園、多目的芝生広場、球技、競技場等で環境配慮、無農薬志向でローコスト改革的持続可な芝生維持管理、付帯業務等で寄付金に頼らない自立できるＮＰＯ活動事業支援等を政策目的とする。

２　背景および現状の問題点

校庭、公園、多目的芝生広場、球技、競技場等の芝生化維持管理、芝生は生き物、雑草と共存で環境、生態系に悪影響の有る除草剤等農薬使用は環境汚染問題がある。無農薬志向管理が難しく経済負担も多く、至上要求からは否定が要望されている。

雑草除去と芝生不陸凹凸修正等荒廃回避のローコスト無農薬管理手法は、公開で公知で存在するが実用化試験段階から採用は限定的です。伸びた芝生をだだ一定の高さで綺麗に刈る従来使用の管理機では、芝生生え際不陸凹凸では不陸に倣った刈り方しか出来ない。芝の育成制御、雑草除去・抑制も満足にできない。経年で芝生は風雨埃、育成斑、有機物堆積、踏圧等で生え際凹凸化の荒廃回避は不可欠だが費用負担も多く簡易には出来ない。

校庭芝生化等では公費１００％支援があっても導入に二の足を踏む最大の理由は、無農薬管理手法で合理的な維持管理手法の確立が無い。伸びた芝を一定の高さで水平に刈るのが主体では芝生面に張り付くようなロゼット状の葉を持つ雑草は刈り取る事が出来なく、芝の育成より早く繁茂する。経年で芝生の生え際凹凸化の荒廃回避手法は旧態依然とした目土を入れ均し活性化を行うが、校庭等では塵、有機物堆積と目土いれ均しでは地盤が年１０ミリ程嵩上げされ、バームクーヘン状に踏み固まり起伏が生じ排水、浸透性にもにも支障をきたします。毎年同じ事を行う必要があり多大な老朽化回避費用が必要で、その負担は導入校で新たな予算措置が必要から進展が望めない。経費負担が出来ない場合廃棄又は、ただ伸びた芝を刈るだけでは、河川敷の芝生より程度が落ちる芝生となるが校庭の風塵、ヒートアイランド対策になるのがせめてもの救いです。

３　政策の概要

新機軸の芝を縦に刈る装置・維持管理手法を指導的立場のＮＰＯで導入、模範を示し他の地域ＮＰＯの結成を促し、高齢者等雇用で芝刈り作業同様な作業で、芝を低く縦に刈ると芝の育成特性を踏まえた育成制御、雑草の除去・抑制と目土不使用均し等無しで不陸凹凸修正、芝管維持管理経験のない高齢者でも芝刈り感覚で同時進行的に作業を行い、芝密度の高い踏圧、生え際平坦な擦り切れに強い芝生維持管理が行える。

芝生維持管理で他に例のない革新的ない持続可能な維持管理手法・管理機が公開されている。従来から使用の芝刈り機では伸びた芝を綺麗に刈れることが強調されてるが、芝の特性を考慮した芝の育成制御、芝生雑草除去・抑制、難題の不陸凹凸修正、活性化老朽化回避は出来ない。芝生産、芝生造成、維持管理を取り巻く業界で品種改良、育成、造成と維持管理に於いて芝生雑草防除は土壌改良剤と称し発芽抑制剤を土に混入させ叉、芝を枯らさない除草剤撒布で芝生雑草の防除を行い、病虫害も農薬防除頼りな面が否定できない。ゴルフ場等では農薬多用で功を奏した維持管理が行われ環境配慮、生態系保全、薬害問題を至上要求から完全否定されたら現実的に維持管理は経済的に立ち行かないのが現状です。

校庭等では芝生化導入手法は別として、導入校では専任管理者不在で導入当初は散水、施肥、伸びた芝の刈り込みが主体ですが時間経過では風雨埃、育成斑、有機物堆積、踏圧、擦り切れ等で生え際で凹凸化する。修正し活性化させるために造園管理業者に依頼で体積物除去、目土を入れ均し平坦化を多大な費用で老朽化回避を行っている。

４　政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

主体的な取り組みは、芝生維持管理と普及活動を業務としたＮＰＯ組織結成、改革的な管理手法、使用機器等の知的所有権は公開・開放から機器をＯＥＭでメーカーに新機軸装置の製作依頼で保持して自らも使用、リース叉は販売で指導的な役割果たし、地域密着のＮＰＯを設立を促し指導てし要望に答える。

新機軸の芝生維持管理機は基本開発は完了して実用化実証試験も終え校庭等サッカー場位までの面積対応が手ごろな集大成装置の製作設計もほぼ終わり完成を待つばかりです。

（装置価格は従来の芝生管理機、リール式芝刈り機で刈り幅６００ｍｍ程度のグリーンモアーと同額位で他の付属的な作業機器類取り揃えでも軽乗用車の価格より低い）

市町村行政管理の公園、校庭、多目的芝生芝生広場等維持管理は芝生雑草、病虫害農薬防除等否定が多い。旧態依然とした従来管理手法しか取れていない現状では、芝生雑草農薬防除禁止を謳いながら発芽抑制剤・芝を枯らさない除草剤入り肥料撒布で雑草防除を見かける。
ただ刈るだけでは管理できない雑草は人手で除去、芝生不陸修正には多大な費用が必要な目土を入れ均し等で活性化・老朽化回避を行う。予算が限られ手抜きすると悪い結果が出て批判があるので省略が出来なく関係者は苦慮してる。（芝雑草農薬否定での雑草除去費用は１㎡６０～７０円が相場、年３回位は必要で業者は実質赤字です、芝刈り業務等補修作業は別です）

地域のＮＰＯが行政関与の現場に、改革的な芝生管理技術を持ち込んだ活動は従来管理業者には歓迎されないだろうが行政側はＮＰＯ活動は拒否は出来ない。従来管理予算の半額でも、従来以上の管理は可能の範疇から自立できるＮＰＯ活動資金を獲得は容易い。校庭の芝生化等維持管理で人的予算も含め苦慮してるからＮＰＯがボランテア活動で維持管理を行えば行政、学校側も負担は無いに等しく歓迎されるは明白です。

人的予算も含め苦慮してるからＮＰＯが完全ボランテアで維持管理を行えば行政、学校側の負担も少なく歓迎されるは明白です。

5　政策の実施主体（提携協力主体）（提携・協力主体があればお書きください）

① サッカー場位までの面積対応で手ごろな新機軸の芝生維持管理機は農機具メーカーの（株）タカキタに依頼で共同開発で製作、特許第 3944745 号　特許第 3711899 号
② 実施の理解者は環境緑化新聞で連載、造園界への遺言を執筆の東京農業大学造園科学科近藤三雄教授で、改革的管理手法熟知がまだ無い日本芝草学会にも影響が及びます。

圃場、校庭、球技場等で各種の実用化テスト結果から集大成装置の取りまとめを終え、製作段階まで進展しています。装置は構造簡易、刃物を回転させ札幌ササラ電車進行で雪払いのような作業で済む装置は大企業では小規模メーカーに負けるで敬遠。装置製作に意欲を持つ企業ら何処でも今の時代ネットでも主要部品等調達可能から、筐体製缶と組み立てが出来れば対応が可能です。

6　政策の実施で期待される効果（具体的にお書きください）

①　芝生維持管理の未経験者・高齢者でも機器の扱いの指導を受ければ公園、校庭、多目的芝生広場等で環境配慮、実利的な維持管理実施が可能で世界共通のテーマ、芝生雑草農薬防除を否定して、芝に育成制御と雑草除去・抑制で芝生維持管理で一番の難題、目土投入均し等無しで芝生不陸凹凸修正し活性化・老朽化回避が芝刈り感覚で行える。
②　世界に類を見ない革新的な芝生管理機、管理技術活用で公の場の芝生維持管理で、寄付金、補助金に頼らない自立できるＮＰＯ活動が出来る。
③　芝生密度の高い踏圧、擦り切れに強いルートマット状の芝生が、芝刈り感覚でゴルフ場フエアウエイ以上グリーン並みにが従来の綺麗に刈れるリール式芝刈り機と併用で可能です。
④　芝でファイトレメディエーション　（放射性物質汚染地帯では至上要求から必要不可欠）
福島原発事故に由来する放射性物質が公園、校庭、多目的芝生広場等に降下し芝生に蓄積、叉、地中粘土層に浸透土壌汚染が問題視されている。芝刈り感覚で生え際下５ｍｍまで削除、
線量の８０％程度削減効果、芝は短期間再生可能な茎・節が多く残り短期間に再生可能で削除残渣量は少なく別途処理容易、繰り返し徐染作業は簡易に行える至上要求に答えられる。
　芝生除染効果は、線量の８０％削減効果はあるが広範囲に行わないと周囲のヒートサイクル、風等の影響から数日で元の黙阿弥が確認されてる。広範囲な周囲全体で取り組まないと解決できない。芝の茎葉、根に付着したセシウムを繰り返し削除、再生させないと解決は難しい。

7　その他・特記事項

新機軸の芝生維持管理機での実証記録、画像は　http://www7a.biglobe.ne.jp/~nana8k/

ようこそ！　改革的な芝生造成維持管理の世界へ　　で公開

平板状の刈り刃を円盤状ホルダーにネジ止め装着、回転軸に複数個一定間隔で角度をずらし配置、作業面に平行で進行方向直角から３０度程軸を傾け、刃先一定の高さ、深さで高速回転させ進行した作業完了面を基準にして作業。 芝の生え際等で各々の刃先移動軌跡は斜め縞模様状ｕ字型、複数で波型となり刃先位置と進行速度如何で、小型装置から大型装置対応が可能で芝生維持管理等に有効な種々の装置製作が可能です。

新機軸の芝生維持管理機での実証記録、画像は　http://www7a.biglobe.ne.jp/~nana8k/

ようこそ！　改革的な芝生造成維持管理の世界へ　　で公開

参考用　添付資料

新機軸の芝生維持管理機の特徴

鋸歯形状刈り刃を円盤状ホルダーにネジ止め装着、回転軸に複数個一定間隔で角度をずらし配置、作業面に平行で進行方向直角から３０度程軸を傾け、刃先一定の高さ、深さで高速回転させ進行した作業完了面を基準にして作業。（添付画像参照）　芝の生え際等で各々の刃先移動軌跡は斜め縞模様状Ｕ字型、複数で波型となり刃先位置と進行速度如何で、小型装置から大型装置対応が可能で芝生維持管理等に有効な種々の装置製作が可能です。

① 世界共通永遠のテーマ芝生雑草農薬防除を否定して櫛刃で暖簾に腕 し的に雑草のみ徐去抑制、地下茎等がある特殊な雑草を除き可能です。芝生面にへばりつくように生えるロゼット状葉の雑草は水平に刈る刈り方では茎葉の上部分しか刈れない。垂直刈りの方式では茎葉は縞模様状に発芽点まで裁断され根の一部まで引き抜かれ徐去抑制効果がある。

② 芝生維持管理で通常の生え際より上に伸びた刈り込み作業は別として、一番の難題は風雨埃、有機物堆積、踏圧、育成斑、擦り切れ等に起因する芝生不陸凹凸化を目土、砂等投入均しと転圧等の作業です。スポーツターフ等で地盤整備された上に砂等入れ活性化、老朽化回避は有機物堆積等では確実に嵩上げされて踏み固められから問題が多い。芝刈り同様の作業で、修正平坦化させ活性化、老朽化回避は他に例がない。

③ 一度生やした芝生は耕す事が出来ないと言われるが、芝生の上から髪の毛を櫛で梳く要領で堆積有機物残渣と老朽化した芝・雑草も暖簾に腕押し的に掻き出しと除去を行い、生え際の耕し効果、十分な通気性の確保により芝の活性化と病虫害発生阻止が図れます。

④ 芝生を斜め縞模様状Ｕ字型、複数列で波型になるように低く刈りＵ字形の刃先部分で切断された茎の節から分けつ活性化では、芝生密度が上がり密生では上方向の伸び が矮性化傾向を示し刈る作業回数が減り、生え際マット状では踏圧、擦れ切れにも耐え雑草発芽阻止、低く刈る事から葉の食害害虫は減少し病虫害の発生が限られ非常に少ない。又地中の食害幼虫は天然資材、椿油粕等撒布で耕すに準ずる作業で駆除できる効果がある。

⑤ 芝生維持管理の外に単なる平坦化作業、校庭等土舗装のグラウンドレーキとして又、草払い、除草機としても刃先作業高さ（進行速度）調整で可能です。

⑥ 産業廃棄物の脱脂糠肥料を撒布で耕すに準じた作業で、イネ科の芝枯れ葉等に天然に付着存在する枯れ草菌を増殖させ堆積サッチ層分解、芝残渣の堆肥化では遅効性肥料として他の化学肥料に代替して施肥量をも減らせる経済効果、又冬期茎葉緑保性のある改良芝等で常に活性化させ暖地型芝の２期作、エバーグリーンが期待できます。（冬期比較的暖かい地方では簡易に常緑化がなされています。）

⑦ 芝生の生え際下５ｍｍ削除でその下に伸びた根まで一部引き抜かれセシウムの８０％程の削減効果が認められ髪の毛を梳かすように芝・根・土まで削除でも残渣量は少なく、早期回復が早まる茎・節が多く残り回復力が早い。芝でファイトレメディエーションが芝種にも依るが年３～4 回程度繰り返可能で、削除で残渣の芝・根・土の分量は少なく処理も容易。（広範囲で行わないと周囲の影響から数日で元の木阿弥化が確認されています）

⑧ 校庭・農耕地表層剥離では、石灰等水溶性凝固着色剤撒布、着色土壌固化剥離で土が舞上りと取り残し防止、着色範囲をｍｍ単位削除の徐染に活用が有望視されてます。

⑨ 新機軸の芝生維持管理機での実証記録、画像は　http://www7a.biglobe.ne.jp/~nana8k/

ようこそ！　改革的な芝生造成維持管理の世界へ　　で公開

実証試験機 / 管理状況

縦刈りテスト機（斜め梳き刈り）手押し（引き）式、作業幅７００mm、刈り高さ＋５０mm～－１０mm無段階

縦斜り低目斜め梳き刈りで、雑草除去と老廃有機物掻き出しを兼ね不陸凹凸修正同時進行的行える。不陸凹凸修正等で活性化させ密生でリール式で刈ればゴルフ場のフェアウェイ以上でグリーン並です。ギョウギ芝残渣の間引き茎・節は、校庭畝立て散水で撒きでは２日程で発根で１ｗもすれば伸びだす。

圃場左、１０００㎡　造成当初は生え際凸凹で雑草・葉食害虫と同居、縦斜め梳き刈りで不陸凹凸修正を兼ねた育成制御、雑草除去・抑制が効を奏し、平坦で密度が有る芝生とり葉食害虫は姿を消した。圃場右、１５００㎡雑草が出ても容認できる範囲から縦斜め低目梳き刈りでは、芝生密度が上がり雑草は徐去・抑制制御できた。肥料は脱脂糠撒布、芝の枯れはに付く有用細菌を糠で繁殖、枯れ葉は分解で遅効性肥料効果、コ

ガネ虫幼虫等の地中食害虫は椿油粕撒布で縦斜め低目梳き刈りで防虫効果確認。除草剤、病虫害薬剤使用皆無、降雨のみで維持管理負担は従来維持管理の３割程度で済んでいる。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	NPO 法人環境首都とくしま創造センター (とくしま環境県民会議との共同提案)		
代表者	代　表　　中 村 昌 宏	**担当者**	上席研究員　　服 部 大 輔
所在地	〒770-0873　徳島県徳島市東沖洲１丁目 23 番地 ＴＥＬ:088-678-6091　ＦＡＸ:088-678-6092 E-Mail:ecomirai.hattori@gmail.com		
設立の経緯／沿　革	平成 18 年から発足した「とくしま環境科学機構(徳島県内 4 大学 1 高専及び徳島県の協働組織)」では環境研究や環境学習・教育活動の推進に取り組んできたが，環境保全活動自体が普及啓発から実践活動の段階に入ったこと，さらなる実践的な環境保全活動の展開には企業やＮＰＯ，高等教育機関，市町村の参加と連携が必要であること，また環境活動を調整する調整型ＮＰＯが必要であることなど，多くの課題が浮かび上がってきた。 このため，2009 年 9 月にとくしま環境科学機構のメンバーを中心に産学民官の協働活動が活発な「とくしま環境県民会議」や地域のＮＰＯ理事を新たに加えたＮＰＯ法人「環境首都とくしま創造センター」を設立し，県内の環境活動の推進や支援，社会実験の導入など，実践活動重視に向けた取組を行うこととなった。		
団体の目的／事業概要	徳島県内における「地球温暖化防止活動の推進」,「３Ｒ・マイバッグの推進」,「環境教育・学習の推進」を目的としている。特に地球温暖化対策には力を入れており，2009 年 3 月に徳島県地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け，環境に関する産学民官の協働組織である「とくしま環境県民会議」との連携を図りながら,「カーボン・オフセットの推進」,「低炭素型交通システムの導入」,「再生可能エネルギーの導入」,「ライフスタイルの改善」の４つのカテゴリーにおいて，実践活動や社会実験，先行導入に向けた取組を推進するため，事業統括や外部資金獲得に当たる上席研究員として博士(農学)1 名，各プロジェクトを推進する主任研究員に博士(学術･医学･工学)3 名，修士(工学･農学)4 名の計 7 名(客員を含む)を配置し機能を強化している。 また，県内の高等教育機関との協働組織として，地球温暖化防止活動推進センターの分室を 3 か所設置し，研究に当たらせている。		
活動・事業実績(企業の場合は環境に関する実績を記入)	旧とくしま環境科学機構を含めた近年の活動実績は以下のとおりである。 2006 年度：調査研究事業(3)･とくしま環境学講座(3 期)･とくしま環境学習プログラム等 2007 年度：調査研究事業(3)･とくしま環境学講座(3 期)･環境ビジネス交流会 2008 年度：調査研究事業(3)･とくしま環境学講座(4 期)･環境ビジネス交流会) 2009 年度：とくしま環境学講座･環境マイスター講座　他 2010 年度：環境省地域活動支援事業(くらしのエコアドバイザー等)，セブンイレブン助成事業･地球にやさしい県民運動推進事業(とくしま環境県民会議)等 2011 年度：環境省地域活動･連携支援事業(コンソーシアム 2 件)･環境省うちエコ診断事業(委託)･オフセット･クレジット(J-VER)制度における地域協議会を通じたマッチング支援事業等 このほか，とくしま環境県民会議や各高等教育機関との協働により，緑の分権改革推進事業(2010，徳島県)，実践型地球温暖化対策推進支援事業(交通社会実験)(2010-，阿南高専他)，民生家庭部門における CO2 直接削減方策支援事業(2010-，四国大学)，県南 CO2 削減プロジェクト推進事業(LED 照明交換)(2010-，阿南高専)，カーボン・オフセット機会等創出事業(2011-，徳島大学)，地域グリーンニューディールコア支援事業(阿南高専，2010-)の各種事業において，プロジェクトの実施主体であるプランナーを派遣するなど，事業の推進に積極的に参画している。		
ホームページ	http://eco-toku.org/katsudou.html　(全体)　http://tccca.org/　(地球温暖化対策)		
設立年月	平成２２年　１月　＊認証年月日（法人団体のみ）　平成２２年　１月１３日		
資本金/基本財産（企業・財団）	０　円	**活動事業費／売上高（H22）**	３，２７６　万円
組　織	スタッフ／職員数　１０名（内 専従２名） 個人会員　１６名　法人会員　０名　その他会員（賛助会員等）　０名		

提 言

政策のテーマ	地域連携による事業推進のためのスーパーバイザー基金事業の創設

◆応募分野： Ⓐ・ Ｂ（どちらかを選択して○）

団体名：環境首都とくしま創造センター
担当者名：上席研究員　服 部 大 輔

■政策の分野
・環境パートナーシップ
■政策の手段
・基金創設
・コーディネイターの育成

■キーワード	ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ	コンソーシアム	合意形成	地域再生	実践活動

① 政策の目的

実践型，民間主導，地域重視の環境対策を推進するため，専門知識に優れ，かつ予算管理・執行能力や合意形成能力を兼ね備えた若手(～40歳)の研究者や技術者を，事業の執行責任者とも言うべきスーパーバイザー※として育成する。特に，低炭素社会構築，３Ｒ推進，生物多様性保全等に係るプロジェクトを推進させる。行政主導，縦割，財政難など硬直化した対策から，産学民官連携，分野間連携，地域連携による柔軟で社会構成主体毎の役割分担が可能な「新しい公共」の概念に基づく政策創造や実践プロジェクトの企画推進に当たる。さらに，環境の保全に留まらず，活力ある地域の再生や，都市･産業の再構築に結びつくダイレクトな変革に結びつける。
※「⑦ その他・特記事項」においてスーパーバイザーの定義を記載しているので参照のこと。

② 背景および現状の問題点

上述のような目的（ゴール）を達成するためには，以下のような５つの地域に根ざした問題を解決しなければならない：①行政主導で安易なフォーラムの開催やチラシ・ポスター・DVDの作成などといった普及啓発活動に執着する文化が根強く，重要であるはずの実践的な活動が軽視されており民意も得られていない，②企業･ＮＰＯ及び地域住民･行政機関･高等教育機関の連携が不十分であり，人材が少ないにも関わらず，主体毎に別々に取組が行われているケースが多い，③協働組織で，実現可能性や財源，人員，役割分担を十分に議論しない場合には特定の企業･ＮＰＯ･行政機関や個人に，倫理観のみで仕事や費用負担を押しつけてしまい，その結果活動が持続的でなくなるケースが多い，④環境対策の対象領域が複雑化・専門化・分野横断化しており，かつ最新の知見が必要であるため，行政機関の職員や１つの専門分野に特化した研究者のみでは対応できない，⑤地域再生や新産業・雇用創出，先行導入試験や社会実験の誘致など，地域が動く仕組みを提案できていない。

③ 政策の概要

『環境に係る地域スーパーバイザー育成基金事業(仮)』を環境省・経産省・文科省・厚生労働省の連携事業として創設し，地域のキーパーソンとなる人材を育成・配置する。この基金は3-5年のスパンで執行され，地方自治体を通してＮＰＯもしくは地域の温暖化防止活動推進センターなどに委託される。委託された団体は，博士研究員・技術士・JSTコーディネイトスタッフ・ISO14001業務関係者（７年以上従事）などといった既にある程度のスキルを持った若手（４０歳以下）を大学准教授・講師級の給与で雇用する。雇用されたスーパーバイザーは予算執行・合意形成・問題解決手法などといった様々なスキルを取得するとともに地域における産学民間の人材を結集させ必要とされるコンソーシアムを創出・運営する。このコンソーシアムを基盤に様々な社会実験・導入試験・政策提言を行っていくことにより社会に変革を起こす。また，地域社会への還元策として，特にカーボン・オフセットの導入やデポジット，あるいはエコツーリズムとの連携など，経済的インセンティブへの展開や，生物多様性に関係するホットスポットの認定や格付けなど，地域ブランド化戦略への活用を働きかける。プロジェクト完了後にスーパーバイザーは，速やかに地域の大学高専における連携センター教員，ＮＰＯ法人事務局長，ベンチャー企業社長などへとステップ・アップすることにより地域に変革を起こすキーパーソンが育成される。

④　政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

１　企画提案と採用後の基金積立

最大の事業期間は5年。地球温暖化･３Ｒ･生物多様性の3つの課題からスーパーバイザーの登用で実施できる事業を環境省が選定し，地方公共団体や環境ＮＰＯ，あるいは地域の温暖化防止活動推進センター指定法人に委託され基金積立を行う。

２　スーパーバイザーの雇用・教育

受託団体は，スーパーバイザーとなる人材を公募し雇用する。ターゲットは大学院修士課程以上修了者・技術士・JSTコーディネイトスタッフなどある程度のスキルを持った若年層(～40歳)とし，大学准教授･講師級の給与で期限付採用(3年以上，最大5年)する。スーパーバイザーには，合意形成や外部資金獲得，地域環境等に関する講義や情報提供を行う。なお，対人交渉等において，対応のできない人材もいるものと考えられるため，試験的雇用期間を半年設定し，適性判断する。

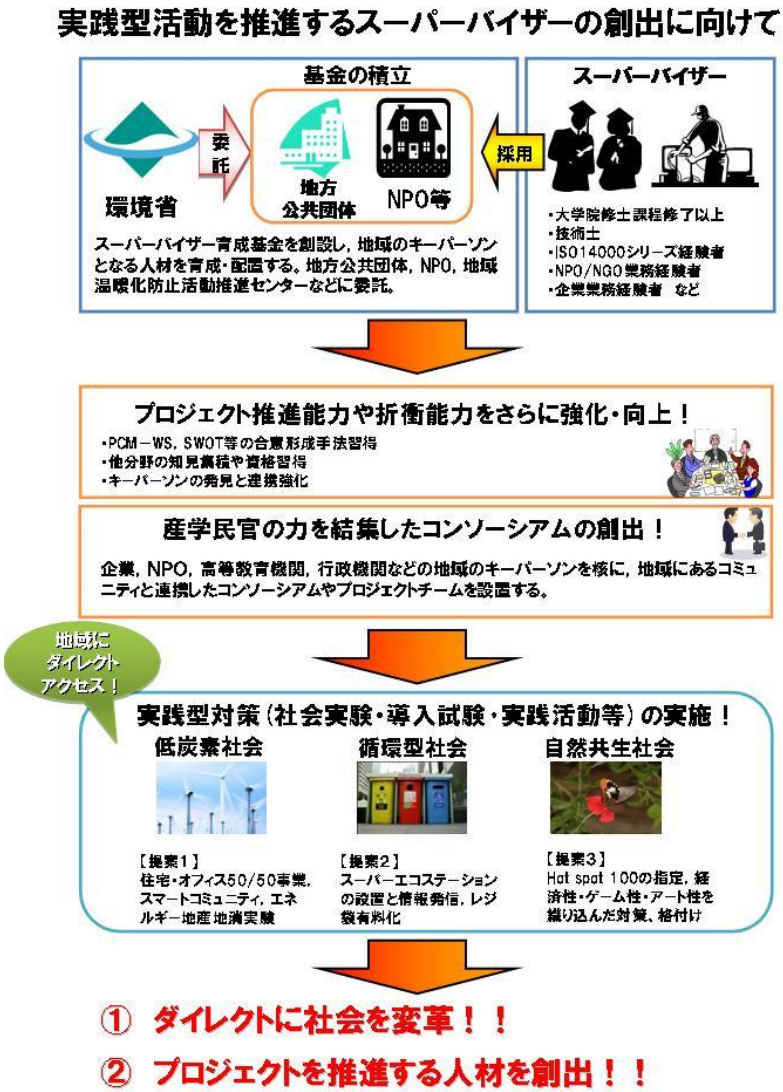

３　コンソーシアムの創出

スーパーバイザーは，地域における課題解決や事業推進のため，企業やＮＰＯ，高等教育機関，行政機関の中からキーパーソンを見出し，積極的に交渉・協議の上，協働組織(産学官，もしくは産学民官コンソーシアムの設置を図る。(既に地域にあるコミュニティ内に設置されている場合には改組・拡充を図る)。

４　先行導入試験，社会実験若しくは実践活動の実施

スーパーバイザーは，それぞれの利害関係を克服するため，ＳＷＯＴ分析やＰＣＭ－ＷＳ手法など，各種の問題分析，合意形成，関係者間折衝を行い，強力な推進体制を構築する。ここでスーパーバイザーは，野心的，かつ実現可能性の高いプロジェクトを創出し，民間や国の外部資金・競争的資金に企画提案することにより，新たな主任研究員や事務員の確保，事業費の獲得など，事業に必要な経費をまかなう。

５　スーパーバイザーの育成強化

スーパーバイザーは，高等教育機関や企業，ＮＰＯと連携しＰＣＭ－ＷＳを用いた合意形成，ファシリテート，コミュニケーション技術，ＫＪ法，ＳＷＯＴ分析等といった様々な問題解決手法のほか，ベンチャー企業やＮＰＯの立ち上げ方法・運営方法，外部資金獲得手法など経営・運営に関する知識・技術も学習する。加えて，自分の専門以外でプロジェクト推進に必要な研究・技術領域についても知識を習得するほか，大学院進学や技術士，エネルギー管理士，ビオトープアドバイザーなどの環境関連資格，あるいは簿記等の経理に資する資格の習得に努める。さらに，フィールドのあるプロジェクトについては，現場において必要とされる技能・知識を習得していく。

６　ステップ・アップ

プロジェクト完了後のスーパーバイザーの速やかな就職に向けた支援を行うため，受託法人は，JREC-INや各高等教育機関・行政機関の出す就職情報の提供や，高等教育機関の産学官連携組織や地域連携組織への照会，ベンチャー企業支援制度やＮＰＯ支援組織の紹介やマッチングを行う。

⑤　政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

受託法人のほか，地域における環境ＮＰＯ，企業，高等教育機関，県･市町村の環境行政部局及びこれらの連携・協働組織

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

下記のような２つの効果により，既述の目的が達成されると共に地域における持続可能な『低炭素社会』・『循環型者社会』・『自然共生型社会』形成へのきっかけ作りになるものと考えられる。

① 実践型，民間主導，地域還元型の事業推進コンソーシアムが創出され，これまで手が付かなかった社会実験や先行導入試験，制度設計などが加速的に行われることにより，地域社会においてダイレクトな変革が起こる。

② スーパーバイザーの養成過程において，これまで，専門領域のみに関心があり，社会との関わりの薄かった若手研究者･技術者が，地域社会を動かすプロジェクトの立案・実行を行う機会を与えられることで，予算執行や，合意形成，他分野の知見取得など，幅広い能力を取得し，地域の各方面と密接な人的ネットワークを構築することで，社会を変革する地域のキーパーソンへと成長する。

⑦ その他・特記事項

下記の２点を特記事項として記しておく。

① スーパーバイザーの定義

スーパーバイザーとは，バランス感覚を持った現場主義の人材であり学術偏重主義・行政偏重主義・企業偏重主義ではない。技術的・学術的な専門能力に加えてある程度の予算執行・管理能力を兼ね備えた人材である。地域の問題を分析し関連するキーパーソンを探しだすとともに，産学民間連携のコンソーシアムを結成する。創出したコンソーシアムを実施主体として，必要とされる社会実験に係る国や民間の競争的資金に応募し，獲得後は経理なども含めて予算執行を行う。地域における社会実験や導入試験では，地方自治体・ＮＰＯ法人・企業・大学等の力を借り，現場において陣頭指揮をとれるような人材である。また，定期的なコンソーシアムの会合や社会実験の現場では意見の対立なども当然想定されることから，ファシリテート技術や合意形成能力といったスキルを現場で習得する。成長意欲を常に持っており，３～５年の間で次代を担う地域のリーダーへとステップ・アップする。

② とくしまNPO/NGO環境関連政策提言サミットの開催

この政策提言を取りまとめるに当たっては，産学民官の協働組織である「とくしま環境県民会議」の協力を得て，2012年1月24日(火)，徳島県徳島市において，若手研究者・技術者やＮＰＯ，企業，高等教育機関，報道機関，コンソーシアムのスーパーバイザーなど16名が一同に会し，政策提言への意見を集約する「とくしまNPO/NGO環境関連政策提言サミット」を開催した。この会議では，四国ＥＰＯの助言指導を得ながら，地球温暖化，３Ｒ，生物多様性，環境パートナーシップの４項目に分かれ，現在の課題と対応策，政策提言案について話し合った。

最終セッションと取りまとめでは，大田 直友 阿南高専准教授の指導を得て，いずれの分野・領域・プロジェクトにおいても，努力してプロジェクトを推進する「スーパーバイザー」のような若手人材の確保が大きな課題となっていることが共通点として見出され，環境パートナーシップの政策提言に他の３分野の意見を付加していくこととなった。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人青森太陽光熱利用研究会(NPO 法人アセット)		
代表者	小山内　高雄	**担当者**	西澤　肇
所在地	〒036-8374 青森県弘前市大字野田 1-9-9 丸二ビル 2F TEL:0172－88－8676　　FAX:0172－88－8678 E-mail:　info@npo-asett.jp		
設立の経緯／沿　革	平成 21 年 4 月頃より任意団体として環境イベント・農作業体験学習等実施。 平成 21 年 10 月青森県知事より特定非営利活動団体として認定される。 平成 21 年 10 月法人登記する。 平成 23 年　5 月一部役員変更 平成 23 年 10 月本部事務所移転 平成 24 年 4 月定款一部変更予定		
団体の目的／事業概要	【目的】 この法人は、自然環境を守り二酸化炭素削減のため、グリーンエネルギーの普及促進に努めることにより、地域社会の更なる調和と連携を目指すと共に、地域で暮らす人々に対して、豊かな自然環境の中で文化的かつ安らぎのある生活が送れるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与する事を目的とする。 【事業概要】 自然エネルギー普及促進活動（各種イベント、セミナー実施） 環境出張講座（青森県委託事業）(財)青森県市町村振興協会補助事業） グリーン電力証書発行・販売活動（弘前市委託事業）		
活動・事業実績(企業の場合は環境に関する実績を記入)	平成 23 年度分 自然エネルギー機器展示説明会　5 月、6 月、7 月の 3 回実施 太陽光発電補助金説明会　7 月、9 月実施　3 月実施予定 グリーン電力証書セミナー　9 月実施 環境出張講座　8 月 9 月　2 回実施 10 月　4 回実施 11 月　5 回実施 12 月　2 回実施 1 月　1 回実施 自然エネルギー活用 自給自足生活セミナー　3 月　1 回実施予定		
ホームページ	http://npo-asett.jp/		
設立年月	21 年 4 月　＊認証年月日（法人団体のみ）　21 年 10 月 9 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	24,995,602円
組　織	スタッフ／職員数　7 名（内 専従　4 名） 個人会員　22 名 ｜ 法人会員　8 名 ｜ その他会員（賛助会員等）　7 名		

提 言

政策のテーマ　　**人間としての内面的環境改善**

◆応募分野：　A ・ B（どちらかを選択して○）

■政策の分野
・
・

■政策の手段
・
・

■キーワード	内面的環境	絆	人間らしさ	人類愛	思いやり

① 政策の目的

我々人間を取り巻く環境には色々ある。とかく我々の身のまわりの自然環境や生活環境、そして社会組織・体制等を思い浮かべるが、個々人の人間もまた相手にとっては環境の一つでもある。昨年の未曾有の大災害により、ことごとく破壊され尽くした中にあって、唯一残りその重要性・有難味が痛感されたのが、人間としての“人間らしさ”であると思う。
このお互いに物質面よりも深く影響を与え合う人間としての内面的な環境を更に育成していく事が目的であります。

② 背景および現状の問題点

大災害後世界各国の支援、行政サイドや多くのボランティアをはじめとした人々の献身的な活動により、被災し全てを失った人々が物質では無い物に生きる勇気を取り戻したと思われる。この人間同士の“絆”を風化させないために、そしてこれから日本の未来を担う子供達が思いやりのある、人類愛に溢れた子供に健やかに育つような教育を更に施す必要がある。日本は戦後以来自然環境を壊しながらも、一見して生活環境面では便利になり、経済的にも裕福になった。それとともに内面的環境は希薄・粗雑になり、真の幸福を見失ないつつある。今回の大災害を教訓に自然環境の回復・保護と同時に、個々の人間が人間社会の大きな環境の要素である事を認識する必要がある。

③ 政策の概要

現在青森県では、主として低学年を中心に（1年生～3年生）放課後、地域の児童館等を利用して留守家庭児童の一時預かりをしている。（なかよし会又はなかよしクラブ）
運営は各市町村の直営であり、運営内容も自主性に任せられ、各児童館によりマチマチの内容になっている。
残念な事にヒヤリングでは、児童に“思いやりの心”“人間同士の絆”を醸成する様な教育はなされていない様である。
これを学校に於いて授業の一環として取り入れるとなると、当然授業時間数の割合から学力低下に繋がるとの批判も起こり、難しい問題でもある。子供の教育方針として、学力第一主義を唱え“人間らしさ”なんて二の次と考える保護者もいれば、なかには学力よりも“人間らしさ”を重視する保護者もいると思われる。
従って放課後の課外授業で保護者に選択して頂くのが最良と思われ、学力第一主義を重視するのであれば従来の学習塾であり、“思いやりの心”“人間同士の絆”等の情操教育をいっそう望むのであれば、従来の“なかよし会”を改善・発展させるか、新形態の教育事業を立ち上げるしかない。事業と言えども趣旨から言って、収益を目的とした事業としては成立しづらく、自治体直営の“なかよし会”を改善・発展させるのがベストと思われる。若しくは、我々NPO等が“公共との協働”と言う形で実施するのが望ましい。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

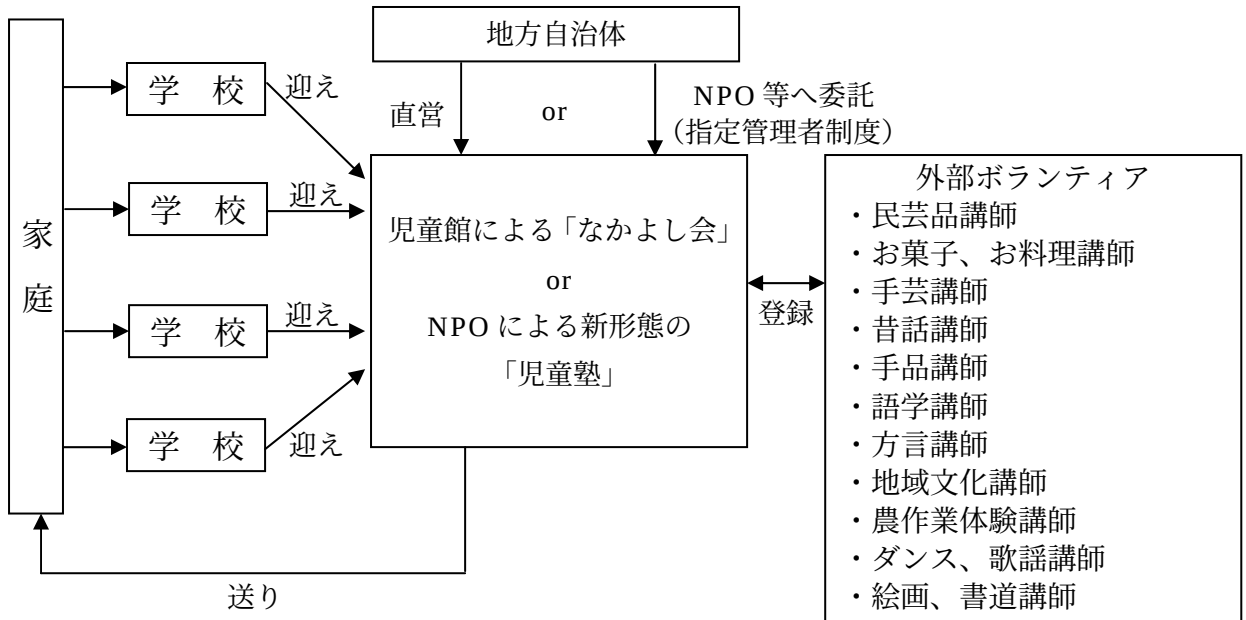

[事業趣旨事例]

◎人前で自分の意見を言える子供、他人の意見を聞ける子供を目指す。

◎子供ながらにも社会に関心が持てる子供を目指す。

◎人との絆を大切にし、協調性のある子供を目指す。

◎自然を大切にし、自然に親しむ子供を目指す。

◎郷土を誇りにし、地域の文化を大切にする子供を目指す。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

1．地方自治体が直営で実施する場合
自治体が直営で運営する場合は実施主体が自治体となる。事実上の運営主体は各地域の児童館等となり、協力主体は我々NPOや前述の各種ボランティアとなる。

2．指定管理者制度等により外部委託する場合
外部委託する場合は民間事業者よりは、我々NPO法人との協働が望ましい。この場合、実施主体は自治体であり、運営主体はNPO等になる。当NPOでは環境講座の実績もあり、協力ボランティアも各分野に及ぶ。協力ボランティアの数も20数名の登録を得ており、万全の体制で臨める。

3．民間事業者又はNPOが単独もしくは連携して実施する場合は、それぞれの団体が実施主体となる。
協力主体は各団体による。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

１．共稼ぎ等の留守家庭の保護者にとって、放課後の児童が健全に過ごせる場所がある事によって、安心して仕事に取り組める。

２．放課後の児童が本提案により、健全かつ有意義に時間を過ごせる。

３．本提案による児童教育の実施により、特に以下の効果が期待できる。

a．人前で自分の意見を言える子供、他人の意見を聞ける子供の成長を目指す事により、是々非々の正しい判断の持てる子供い育つ。

b．子供ながらにも社会に関心が持てる子供を目指す事により、将来において政治・経済等に関心が持てる国民の形成に繋がる。

c．人との絆を大切にし、協調性のある子供を目指す事により、“ 相互扶助 ”“ 助け合い ”の精神に富んだ国民性を醸成できる。

d．自然を大切にし、自然に親しむ子供を目指す事により、環境保護の精神を醸成できる。

e．郷土を誇りにし、地域の文化を大切にする子供を目指す事により、郷土愛に富み我国古来の文化継承に役立つ。

総じて、上記により我々人間を取り巻く自然環境をはじめ、個々人が相手に与える影響も人を取り巻く環境と考えると、環境の改善に大きな役割を果たすと考えられる。

⑦ その他・特記事項

特にありません。